

東京農業大学校友会新潟県支部会則

(名 称)

第1条 本会は、東京農業大学校友会新潟県支部（以下「本会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦交流を図るとともに母校の発展に寄与するものとする。

(事業の範囲)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の集会及び会議に関する事業
- (2) 会員名簿、会報の刊行に関する事業
- (3) その他この会の目的を達成するために必要な事業

(本会の所在)

第4条 本会の所在地及び事務局は幹事長宅に置くものとする。

- 2 本会に支会並びに部会を置くものとする。
- 3 支会は上越、中越、下越、新潟及び佐渡に置く。
- 4 部会は学校部会を置くものとする。

(会 員)

第5条 本会の会員は、県内に在住する者で東京農業大学を卒業または修了した者とする。

- 1 賛助会員は、本会の主旨に賛同する団体または個人とする。

(運営経費)

第6条 本会の運営経費は、会費、交付金及びその他の寄付金をもってこれにあてる。

(会 費)

第7条 本会の会費は、別に定める。

(役 員)

第8条 本会は、次に掲げる定数の役員を置くものとする。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名以内
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 支会長 5名
- (6) 部会長 1名
- (7) 監事 2名以内

2 役員は相互に兼ねることができない。

(役員の選出)

第9条 支部長、副支部長、幹事長、幹事及び支会長、監事は役員選考委員会で選出し、総会の承認を得るものとする。

2 部会長については、部会において選出し、総会の承認を得るものとする。

3 役員の選出に当たっては、選出時において最高齢を70歳を目安とする。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 支部長の期数は、最大3期までとする。

(役員選考委員の選出)

第11条 役員選考委員は支部長が委嘱し、人数は5名以上8名以内とする。

(各種委員の選出)

第12条 本部の要請並びに、支部内における各種委員の選任が必要な場合は、支部長が委嘱するものとする。

(役員の任務)

第13条 役員の任務は次のとおりとする。

(1) 支部長は、会務を統括し、本会を代表する。

(2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 幹事長は、本部及び支部役員と緊密な連携のもとに会務を執行する。

(4) 幹事は、支部長の命により、本会の事業運営に関する企画・立案を担うものとする。

(5) 支会長は、その地域の会務を統括するとともに、支会の向上・発展を図るものとする。

(6) 部会長は、その部会の会務を統括するとともに、部会の向上・発展を図るものとする。

(顧問)

第14条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の議決を経て支部長が委嘱する。

(校友会本部代議員)

第15条 校友会本部会則第24条に定める校友会本部代議員は、支部長の他、校友会本部会則第15条に定める定数の者とし、本部総会の承認を得ることとする。

(会議の招集)

第16条 支部長は次の会議を招集する。

(1) 支部長は毎年1回通常総会を開かなければならない。

(2) 支部長は必要あるときは臨時に総会を開くことができる。

- (3) 支部長は必要があるときは役員会及び幹事会を招集する。
- (4) 支部長は会務を迅速 且つ円滑に遂行するため五役会議を招集することができる。
 - ・五役の構成は支部長、副支部長、幹事長、支会長の代表 1名 幹事の代表 1名とする。
 - ・支会長並びに幹事からの代表者は支部長が委嘱する。

(総会の議決)

第 17 条 総会の議決は次のとおりとする。

- (1) 役員の選任に関する事項
- (2) 事業計画、予算及び事業報告、決算に関する事項
- (3) 会則の変更または廃止に関する事項
- (4) その他重要な事項

2 総会の議決は、総会に出席した会員の 3 分の 2 以上で決する。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より始まり、3 月 31 日までとする。

(慶弔)

第 19 条 会員の慶弔は別に定める。

(旅費規程) 役員の旅費規程は別に定める。

付 則 本会は昭和 42 年 1 月 15 日から施行する。

平成 5 年 1 月 24 日一部改正
平成 8 年 1 月 27 日一部改正
平成 9 年 2 月 22 日一部改正
平成 10 年 6 月 6 日一部改正
平成 18 年 6 月 10 日一部改正
平成 21 年 6 月 27 日一部改正
平成 22 年 6 月 27 日一部改正
平成 26 年 5 月 24 日一部改正
平成 29 年 6 月 3 日一部改正
令和 6 年 6 月 8 日一部改正